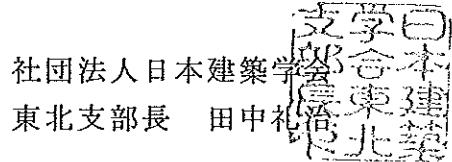


平成 23 年 7 月 19 日

仙台市長
奥山 恵美子 殿



荒巻配水所旧管理事務所の保存に関する要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の活動につきまして多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、貴下におかれましては荒巻配水所旧管理事務所（仙台市青葉区国見）を取り壊し・撤去するという決定をされた旨、聞き及んでおります。本建築は、当配水所内整備に伴う曳家工事の只中に東日本大震災に遭い、工事続行は危険とのご判断によるものと伺っております。

本建築は、仙台市技師であった菊地孝太郎の設計により、1933（昭和 8）年、仙台市における上水道第一次拡張事業の一環で建築された近代化遺産です。別紙「見解」に記しますとおり、仙台市の近代化を物語る上で欠かせない重要な歴史的建造物であるとともに、地域の身近な歴史的遺産として長年市民に親しまれてきた存在でもあります。貴下におかれましても、その価値を充分に評価され、平成 11 年に国の登録有形文化財に登録し大切に保護なされてきたことと拝察致します。

仙台市では、戦災や戦後の都市開発の影響により歴史的建造物は次々と姿を消し、現在では、本建築を含め僅かしか残っていない状況です。そして更に、この度の大震災によって、いくつかの歴史的遺産が損失しております。そのような中で、本建築は、工事半ばで大震災に遭いつつも立派に形を留めており、現状を窺う限りでは、危険な状況とはいえ、安全を確保しながら保存措置を敢行できる余地はまだあるものと存じます。

本建築は、都市の近代化の過程や戦前期の建築文化を伝える建築史的価値はさることながら、地域の歴史や市民の記憶を伝える地域遺産という観点からも、ぜひとも保存すべき存在です。貴下におかれましては、大震災の復旧・復興を推進中のことと存じますが、震災を乗り越えた被災遺産として、まさに復興のシンボルともなるべき存在です。このかけがえのない遺産を後世に伝えていくために、どうか取壊しの方針をご撤回いただき、保存を完遂していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、本会は本建築の保存に関しまして、できうる限り協力させていただく所存であることを申し添えます。

今後とも、優れた由緒ある建築と景観の保全に、ご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

連絡先：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-5-15
日本生命仙台勾当台南ビル 4 階
e-mail: aij-tohoku@mth.biglobe.ne.jp

平成 23 年 7 月 19 日

荒巻配水所旧管理事務所についての見解

社団法人日本建築学会
東北支部 歴史・意匠部会

1 建築的価値

仙台市青葉区国見 3 丁目に位置する本建築は、1933（昭和 8）年、荒巻配水所内の一施設として建築された。仙台市は、昭和 6（1931）年より 3 カ年、市街地拡大に伴う水不足を解消するために水道拡張事業を敢行し、本建築もその一環で建築された。同事業では、まず、広瀬川の支流である青下川に玉石張りコンクリート造のダムが三カ所建設され、総容量 498,800 m³ の貯水が図られた。本建築と同時期に、青下川の最も下流に位置する青下第一ダムに近接して管理事務所や記念碑が設けられ、また、中原浄水場にも管理事務所が新築されている。

荒巻配水所、青下ダム、中原浄水場の各管理事務所は、いずれも仙台市技師・菊地孝太郎によって設計された。三棟それぞれ表情を異にするが、構造は鉄筋コンクリート造とし、華美な装飾を廃し単純な直線と円弧の組合せによる幾何学的な立体構成を探る点は共通している。いずれも当時流行した初期モダニズムの影響が色濃く、細部にわたり洗練された意匠でまとめられている。小品とはいえ、設計者の卓越したセンスが窺われる上質な建築遺構であるといえる。

本建築は、主に平屋であるが、玄関ポーチ脇の階段室と展望室部分のみ二階となる。特に階段室は、壁面を円弧状とし、外壁の一階のみスクラッチタイルが張られ、更に二階にはスリット状ガラス窓が設けられ、外観上、最も印象深い部分となっている。

竣工当初の平面は、事務室の他、休憩室、宿直室および湯沸場などからなり、事務室と休憩室に面してテラス（露壇）が設けられ、ゆとりのある空間となっている。

本建築は、仙台における初期モダニズム建築の希少な遺構であり、また、仙台における第一拡張期の水道遺産として、地方都市の近代化過程を伝える大変貴重な遺産である。

こうした価値が認められ、本建築は、同時期に建設された一連の土木・建築遺構 11 件と共に、平成 11 年、国の登録有形文化財に登録された。

このように、関連する複数の遺構がまとめて現存し、その多くはいまだに現役であることも価値が大きい。本建築は、それらの中でも竣工当初の姿を最もよく残す、代表的な建築遺構であるといえる。

2 都市における身近な歴史的遺産としての価値

以上のように、本建築は建築史的に多くの価値を有するが、それだけでなく、地域住民にとって親しみ深い身近な地域遺産としても貴重である。

本建築が建つ荒巻配水所の貯水池上の芝生地は、長年、市民憩いの広場として開放されてきた。建設当初から存するメタセコイアの大樹が枝葉を揺らし、春には桜が咲き誇る広場は、市民にとっては散策や花見の場、そして子供の遊び場であり、大変親しみ深い場所である。したがって、その地に建つ本建築は、地域の身近な遺産として、今後も積極的に保存・活用されるべきものである。

かつて仙台市内にあった歴史的建造物の多くは、戦禍や戦後の都市化により次々と失われてきた。このような中で、本建築は、戦災を逃れ、その後の都市化をくぐり抜け、近年では登録文化財として大切に保存してきた。そして、東日本大震災においては、曳家工事の半ばという不安定な状態であったにもかかわらず、大破は免れ残された。

また、この度の大震災では、多くの市民がライフラインの有難みを痛感したところであるが、本建築は、そのライフラインの要とも言える水道施設の一つである。したがって本建築は、先人が苦心しながら市民の生活ために水道施設を整備・維持してきた事実、また、この地が市民に生命の源・水を長年供給してきた重要な施設である事実、そして、戦災や大震災等歴史的困難を乗り越えてきた事実を後世に伝え得る存在であり、その価値は計り知れない。

このように、本建築は、都市、あるいは市民の記憶を紡ぐ活きた歴史遺産として、末長く保存・活用されるべきであると言える。



▲曳家前の状況



▲現状